

## 松野町乳幼児用紙おむつ券交付事業実施要綱

### (目的)

第1条 この告示は、紙おむつの購入に要する費用を助成する松野町乳幼児用紙おむつ券交付事業（以下「事業」という。）を実施することにより、子育て世帯の経済的支援を図り、もって少子化対策及び地域経済の活性化に資することを目的とする。

### (用語の定義)

第2条 この告示において次の各号に掲げる用語の意義は、該当各号に定めるところによる。

- (1) 対象製品 愛媛県と覚書を取り交わした企業（以下「協賛企業」という。）が生産し、愛媛県が別に定める乳幼児用紙おむつ製品をいう。ただし、第1子については製品を限定しない。
- (2) おむつ券 対象製品の購入費用に充てることのできる本町が発行する松野町乳幼児用紙おむつ券（様式第1号）をいう。
- (3) 対象乳児 平成29年4月1日以降に出生した者であって、おむつ券の交付時に本町の住民基本台帳に記録されている満1歳に満たない者をいう。
- (4) 保護者 対象乳児の親権を行う者、未成年後見人等であって現に対象乳児を監護し、本町の住民基本台帳に記録されている者をいう。
- (5) 登録店舗 事業に賛同し、おむつ券が利用できる町内の店舗として町が指定するものをいう。

### (助成の対象及び方法)

第3条 事業の助成の対象となる者は、対象乳児とする。

- 2 事業の助成は、対象乳児の保護者に対し、おむつ券を交付することにより行う。ただし、保護者及びその同一世帯員に、町民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、保育料、放課後児童クラブ利用料、給食費、水道料、住宅料（以下「町税等」という。）の滞納があるときは、助成の対象としない。

### (助成の額等)

第4条 助成の額は、対象乳児一人につき50,000円を限度とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、次条第2項ただし書の規定により転入前の他の市町のおむつ券の交付を受けたときは、当該おむつ券の額を差し引いた残りの額を助成するものとする。

### (交付申請)

第5条 おむつ券の交付を受けようとする保護者（以下「申請者」という。）

は、松野町乳幼児用紙おむつ券交付事業申請書（様式第2号。以下「申請書」という。）及び町税等の滞納がない旨の申出書（様式第2号 別紙）に関係書類を添えて、町長に申請しなければならない。

- 2 申請書は、対象乳児の出生の日から1歳の誕生日の前日までに行わなければならない。ただし、愛媛県が行う愛顔の子育て応援事業に準じ第1子から事業を実施する県内他市町から転入した場合において、転入前の他の市町のおむつ券の残券を保持しているときは、残券の有効期限までに申請を行うものとする。

（交付決定）

第6条 町長は、申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、交付することが適当であると認めるときは、当該申請者におむつ券の交付を決定するものとする。

- 2 おむつ券の有効期限は、おむつ券を交付した日の属する年度の翌年度の末日までとし、有効期限を過ぎたおむつ券は無効とする。

- 3 町長は、前項の規定によりおむつ券を交付したときは、松野町乳幼児用紙おむつ券交付台帳（様式第3号）にその旨を記録し、おむつ券の交付状況を明らかにしておかなければならない。

（おむつ券の利用等）

第7条 おむつ券の交付を受けた者（以下「受給者」という。）は、おむつ券の有効期限内に第10条第2項の規定により指定を受けた登録店舗において対象製品を購入する際におむつ券を利用することができる。

- 2 おむつ券は、対象製品の購入総額が利用するおむつ券の額面の総額と同額又はそれを上回るときに使用できるものとし、購入しようとする紙おむつの額がおむつ券の額面を超えるときは、その差額は受給者において負担するものとする。

- 3 紛失によるおむつ券の再発行は行わない。ただし、おむつ券を汚損し、又は破損したときは、おむつ券と認識できる場合に限り、汚損し、又は破損したおむつ券と引換えにおむつ券を交付できるものとする。

（受給者等の変更）

第8条 受給者は、受給者又は対象乳児の届出事項等に変更があったときは、速やかに松野町乳幼児用紙おむつ券届出事項変更届（様式第4号）により町長に届け出なければならない。

（おむつ券の返還等）

第9条 町長は、受給者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、お

むつ券の交付の決定を取り消すことができる。この場合において、未使用のおむつ券があるときは、これを返還させるものとする。

- (1) 対象乳児が死亡し、又は町外に転出したとき。ただし、愛媛県が実施する愛顔の子育て応援事業費補助金の交付を受ける県内の他の市町に第2子以降として転出するときは、この限りでない。
- (2) 正当な理由なく第8条の規定による届出を怠ったとき。
- (3) おむつ券を第三者に譲渡し、又は使用させたとき。
- (4) おむつ券の記載事項を改変して使用したとき。
- (5) 虚偽その他不正の手段により、おむつ券の支給を受けたとき。
- (6) その他おむつ券の交付が適当でないと町長が認めるとき。

2 町長は、前項第3号から第5号までのいずれかに該当する場合において必要があると認めるときは、当該受給者が既に使用したおむつ券の額面に相当する金額の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(登録店舗等)

第10条 登録店舗の指定を受けようとする者は、松野町乳幼児用紙おむつ券登録店舗指定(変更)申請書(様式第5号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項に規定する申請書の提出を受けたときは、松野町乳幼児用紙おむつ券登録店舗指定書(様式第6号)により登録店舗として指定するものとする。

3 前項の規定により指定を受けた登録店舗の内容に変更、追加、廃止等が生じたときは、第1項に規定する申請書によりその内容を町長に提出しなければならない。

(費用の請求)

第11条 登録店舗は、毎月受領したおむつ券を集計し、翌月の15日までに松野町乳幼児用紙おむつ券登録店舗助成金交付請求書(様式第7号)より町長に請求するものとする。

2 町長は、前項の規定による請求があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、請求のあった日から30日以内に当該費用を支払うものとする。

(登録店舗の取消等)

第12条 町長は、登録店舗が次の各号のいずれかに該当するときは、当該登録店舗の指定を取り消すことができる。

- (1) 業務を履行しないとき、又は履行の見込みがないと町長が認めるとき。
- (2) 登録店舗が指定の取消しを申し出たとき。

- (3) 虚偽その他不正の行為により、請求を行ったとき。
  - (4) 登録店舗の責めに帰すべき事由により、事業を継続することができないと町長が認めるとき。
  - (5) その他おむつ券の支給に関する指示事項を遵守しないとき。
- 2 前項の規定により登録店舗の指定を取り消した場合において、当該登録店舗が既に受領したおむつ券を有するときは、当該登録店舗は、当該おむつ券に係る請求を行えるものとする。
- 3 町長は、登録店舗が第1項第3号に該当する場合において、必要があると認めるときは、当該登録店舗が受領したおむつ券に対して町が支払った額の全部又は一部の返還を命ずることができる。
- (その他)

第13条 この告示に定めるもののほか、事業の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

#### 附 則

この告示は、公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。